

ID: 387

担当部署: 福祉課

処分の概要	居宅介護住宅改修費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第45条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第45条第2項及び省令第74条の規定による。 (居宅介護住宅改修費の支給) 第45条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。 2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 介護保険法施行規則 (居宅介護住宅改修費の支給が必要と認める場合) 第74条 居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日